処　分　基　準

令和４年３月１５日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項：第９条の３第２項
処 分 の 概 要：猟銃等射撃指導員の指定の解除
原権者（委任先）：秋田県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第９条の３第１項（猟銃等射撃指導員）・第２項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第４２条（猟銃等射撃指導員の基準）
処　分　基　準： 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第４２条第１項各号について、その適合性の有無を判断し、いずれかの項目に不適合と判明すれば、指定を解除する。 なお、同規則に定める猟銃等射撃指導員の指定の基準中 （１）「銃砲、火薬類及び狩猟に関する法令」とは、銃砲刀剣類所持等取締法、武器等製造法、火薬類取締法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等の法律、これらに基づく命令及びこれらに基づく行政庁の処分を指す。 （２）「相当な人格識見」とは、猟銃等の射撃に関するものにとどまらず、社会生活全般におけるそれを指す。 （３）「相当な知識」、「相当に習熟」とは、一般的な知識、技能にとどまらず、指導の相手方の個別具体的事案に即して指導可能な程度に知識、技能を有するという趣旨である。これらは、指定時の水準を基準として判断するのではなく、解除の判断を行う時点での水準を基準として判断する。
問 い 合 わ せ 先：警察本部生活安全企画課　営業支援指導係 （電話　018-863-1111　内　3054、3055）
備　　考：